

【資料2】受け付けた提案事項のうち検討対象とならないものの一覧

ご提案頂いた提案事項のうち、支障となっている具体的な規制が明確でないもの及び税財源措置の優遇等を求めるものに該当する以下の提案については、今回の検討の対象とならないものとして扱います。

提案主体名	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	今回の検討の対象とならない理由
稲城市	PFI事業におけるSPCへの法人税の課税の撤廃	多くのPFI事業においてはSPCが設立されるが、SPC段階とSPC構成株主企業段階の二段階で課税がされることで、結果として発注者である公共の負担が増えている。SPC法により設立されるSPCと、(その設立趣旨は違うが)同様にSPC段階での課税をなくすことで公共コストを削減し、VFMの向上を促し、PFI事業の取り組みをしやすいものとされたい。	本提案は、法人税を非課税とすることを求めるものであり、税財源措置に該当するため。
個人	定期借地権付太陽光発電住宅団地の推進事業	地球環境を保全し、後世へ引き継ぐことは我々の責務であり、京都議定書にも書かれている二酸化炭素の削減目標達成のためには、国全体として意識改革をする必要がある。また、個人の住宅建設にあたっては土地代金の支払いがネックであり、低所得者層は借家せざるを得ない状況にある。このため、市街化区域の農地及び遊休地を太陽光発電住宅を建築することを条件として定期借地権にした場合、その土地の固定資産税を全額免除することにより、国が実施すべき地球温暖化防止と低所得者層への良好な住居の提供を図る。ひいては、住宅購買意欲の高まりによる地域経済の活性化に繋がると考える。	本提案は、固定資産税の減免を求めるものであり、税財源措置に該当するため。
豊田市	公共造林事業における間伐に巻枯らしを適用する	近年、伐倒間伐に変わる間伐方法として巻枯らしが見直され全国的にも取組みが見られるようになってきている。本市では、人工林の状況、立地及び森林所有者の意思により、森林の持つ公益的機能をさらに発揮させるための針広混交誘導林や素材生産を目的とした林業経営林など市の示した森林区分を選択することとしている。針広混交誘導林は、将来的にも採算が見込めない又は環境保全上の観点から強度間伐等により自然回復した樹種を加えた針広混交林へ誘導が望ましい人工林を指針として示している。その中でも、いわゆる「もやし林」などは、強度間伐後の強風や積雪被害等の心配があるため、巻枯らしも選択肢の一つとして考えている。巻枯らしの利点は、チェーンソーでの伐木と比較して、作業の簡易性や安全性から急傾斜などの条件不利地において有効である。一方、欠点として枯死後の倒木や林業害虫が心配されるが、間伐遅れが進行し森林の公益的機能の低下している現状から鑑みれば、課題を踏まえた上で適材適所に施業することで、間伐推進に有効な手法である。また、本市では、集落ごとに地域森づくり会議を立ち上げ、地域と一緒に団地化を進め一体的な施業に取り組んでおり、間伐の手法違いで補助金の有無が生じることになり、間伐の推進や実質業務が煩雑になるなど支障となるため、市条例等に基づく森林整備においては、巻枯らしを通常の間伐と同様の扱いとされたい。	本提案は、補助の拡充を求めるものであり、税財源措置に該当するため。
多摩市	都市施設等の更新事業に、都市計画税を充当できるようにする	新住宅市街地開発事業等による、計画的な住宅市街地整備が行われた多摩ニュータウンにおいて、都市計画事業及び、土地区画整理事業に限定されている都市計画税を、当概事業によって整備された都市施設等の施設更新に充当できるようにするため、これらの更新事業を都市計画事業と看做すこと。	本提案は、都市計画税の使途の拡大を求めるものであり、税財源措置に該当するため。